

『歎異抄』のおはなし⑫第十条/別序（中序） 念仏の本義

『歎異抄』は、親鸞聖人の語録ともいえる、前半の「師訓編」と、異義が記された後半の「歎異編」に大きく分けられますが、今回の第十条は、「師訓編」の最後の条です。

これまで親鸞聖人が仰せられたさまざまなお言葉の中で、聖人が生涯にわたって学ばれ、思索され、修行された全体験の総結論ともいえる言葉、そしてお念仏の最も深いお心が、この第十条に述べられていると思います。

『歎異抄』の中では最も短い文章の条ですが、「師訓編」の最後を飾り、『歎異抄』前半を締めくくりにふさわしい、第一条から第九条までの言葉の真意が、この短い言葉に集約されています。

そして「そもそもかの御在生のむかし」より後は、『歎異抄』後半の「歎異編」を開く言葉、別序（中序）となっているといわれます。

『歎異抄』の写本によっては、これが第十条に続けて記されているものもありますが、内容的に、第十条の冒頭とはかなり異なるため、後半、第十一条以後の「歎異編」の別序（中序）と考えられるように思われます。

●第十条

「念仏には、無義をもて義とす。」

最初の「義」は自分のはからいを指し、「無義」とは、自分のはからい・自力のはからいがないことです。

二番目の「義」は、本義、法義、道理といった意味です。これを「如来のはからい」と解釈する学者もおられます。

（現代語訳）

〈念仏においては、凡夫の自力のはからいがないことを、根本の法義とします。〉

この「無義をもて義とす」、はからいがないのを本義とするという短いお言葉だけでも、とても深い意味があります。

親鸞聖人の法語やお手紙をまとめた『末灯鈔』【二・自力他力の事】に、次のような記述があります。

「義といふことは、はからふことばなり。行者のはからひは自力なれば義といふなり。他力は本願しんぎょうを信樂して往生おうじょう必定ひつじょうなる故に更に義なしとなり」

「信樂しんぎょう」とは、阿弥陀仏の本願を疑いなく信じて喜ぶことです。

「必定ひつじょう」は、必ず、確かにということです。

(現代語訳)

〈「義」というのは、はからうという言葉です。行者のはからひは自力ですから、「義」というのです。他力とは、本願を疑いなく信じることで間違いなく往生が定まるのですから、まったく「義」はないということです。〉

「義」とは「はからう」ということであり、そしてこの「はからひ」とは「思慮分別」のことで、自分の都合に基づいた判断や理屈のことです。凡夫の分別は「妄分別もうぶんべつ」であり、それによって得られる「分別知ぶんべつち」も一面的な智慧でしかありません。

それに対して、主体と客体の対立を超えた真理を見る智慧を「無分別智むぶんべつち」といいます。

「無分別」といえば、普通は思慮しりょが足りない、見境みさかいがない、わきまえないなどという悪い意味で使われますが、「無分別智」は、仏教のめざす究極の悟りの智慧ともいえます。

私たちが通常「分別」「無分別」という場合とは、仏教では本来の意味とは反対になります。

実は親鸞聖人はご自身のお書き物の中では、「無義を義とす」と言わずに、「義なきを義とす」という表現を、しばしば使われています。しかし意味はどちらも同じです。

親鸞聖人は、『末灯鈔』の【五 自然法爾じねんほうにの事】でも、次のように記されています。

「「自然」といふは、「自」は「おのずから」といふ、行者ぎょうじゃのはからひにあらず。「然」といふは「しからしむ」といふことばなり。「しからしむ」といふは、行者のはからひにあらず、如来の誓ちかいにてあるが故に「法爾」といふ。「法爾」といふは、この如来の御誓おんちかいなるが故に然らしむるを「法爾」といふなり。法爾はこの御誓おんちかいなりける故に、おほよそ行者のはからひのなきをもって、この法の徳とくの故に然らしむといふなり。すべて人のはじめてはからはざるなり。この故に、義なきを義と

すと知るべしとなり。」

「自然^{じねん}」とは、おのずからそうであることで、物事のあるがままの状態のことです。

「法爾^{ほうに}」というのは、真理にのっとって本来あるがままであることです。

「自然法爾^{じねんほうに}」は、おのずからしからしむということで、人為的な力を加えることなく、おのずからの姿であることです。そしてこれは自力を捨てて如来の絶対他力にまかせきった境界^{きょうがい}のことです。

(現代語訳)

〈「自然^{じねん}」というのは、「自^じ」は「おのずから」ということであり、念仏行者^{ぎょうじや}のはからいによるものではありません。「然^{ねん}」は「そのようにあらしめる」という言葉です。「そのようにあらしめる」というのは、行者のはからいによるのではなく、阿弥陀仏の本願によるのですから、それを「法爾^{ほうに}」というのです。「法爾^{ほうに}」というのは、阿弥陀仏の本願によってそのようにあらしめることを「法爾^{ほうに}」というのです。「法爾^{ほうに}」は、このような阿弥陀仏の本願のはたらきですから、そこには行者のはからいはまったくないということで、これは「法の徳」すなわち本願のはたらきにより、そのようにあらしめるということなのです。人がことさらに思いはからうことはまったくないのです。ですから、「自力のはからいがまじらないことを根本の法義とする」と知るべきです。〉

これは親鸞聖人が86歳の時に書いた「自然法爾章^{じねんほうにしょう}」といわれる有名な文章ですが、ここにも「義なきを義とす」という言葉が見られます。

「自然法爾^{じねんほうに}」は、「義なきを義とす」と同様の意味の言葉です。

「自然^{じねん}」とは、「おのずからしからしむ」という意味で、人のはからいを離れて、事や物がおのずからそのように成りかつ在る状態を意味します。本来そうであるということです。

単に天然^{てんねん}とか自然^{しぜん}という意味ではなく、おのずからひとりでにそうなるということです。

「法爾^{ほうに}」とは、法（永遠不変の真理）に基づいて本来あるがままであることで、法としてしからしむということです。これは凡夫が自力を捨てて、阿弥陀仏の本願力のままにあることです。

「自然^{じねん}」と「法爾^{ほうに}」とは、同じことを意味しています。

ともに、おのずからあるがままにあること、そのようにあることをいいます。

英語では、「as-it-is-ness」と言います。

「自然法爾」とは、人、物、事が、すべてのはからいを超えた状態のなかで、「義」（自分のはからい）のないことを本義としていることを意味します。

がしゅう
我執を捨てて、なんら人為的なはからいを加えることなく、ありのままにまかせておのずからの姿
であることで、その姿のまま救われるのです。

自分の力、自力を捨て去り、あれこれ自分ではからわずに、阿弥陀仏の力に身をゆだね、如来の絶
对他力におまかせすることです。

それが親鸞聖人のたどり着いた最終境地といえるでしょう。

余談ですが、「自然法爾」は「法爾自然」ともいい、ほうねんしょうにん
法然上人の「法然」という名前は、この「法
に、じねん
爾自然」を略して「法然」とつけられたそうです。

はからいのない人になってほしいという願いから、このように名付けられたといわれます。

余談のついでですが、メモリアルパーク都筑にある正信寺の開基住職と坊守の墓石にも、「自然法
爾」という言葉が刻んであります。

聖人はお手紙をはじめ、あちこちのお書き物に「義なきを義とす」という言葉をしばしば書かれて
いますから、これがいかに重要な言葉かがわかります。

ああだこうだとはからって議論することを離れて、如来におまかせしなさいという教えが第十条の
主旨であり、親鸞聖人の教えの根幹、聖人の念仏信心の要かなめと言えるのではないかと思います。

親鸞聖人は29歳ひえいざんで比叡山の山を下りて吉水の法然上人よしみずに出逢われて、法然上人から教えを受けま
すが、その法然上人が、実はこの「義なきを義とす」ということをすでに説いておられました。
前述のように親鸞聖人が残されたお手紙やお書き物の中に、しばしばこの「義なきを義とす」とい
う言葉が出てきますが、やはりこれは法然上人から聞き習った言葉であるとされています。

先ほどの『末灯鈔』まつとうしょう【二・自力他力の事】にも、次のような言葉があります。

「如来の御誓おんちかいなれば、「他力には義なきを義とす」と、聖人の仰言おおせごとにてありき」

(現代語訳)

〈阿弥陀仏がお誓ちかいになられたことですから、「他力には自分のはからいがないことをもって根本
の法義とする」と、法然上人は仰せになりました。〉

ここでの「聖人」とは、法然上人のことを指しています。

ただし法然上人は、「義なきを義とし、様なきを様ようとす」と言われていたようです。

この「様なきを様とす」も、「義なきを義とす」と同じような意味の言葉とされます。

曹洞宗を開かれた道元禪師も、自然法爾と似た内容の言葉を言っておられます。

道元禪師は、『しょうぼうげんぞう正法眼蔵』の『げんじょうこうあん現成公案』で、『しんじんだつらく身心脱落』と言われました。

これは自分の身も心も執着がなくなって、非常に自由な解脱の境地に達することだそうです。

私たちが「自分」というものに固執している限り、身心脱落には至りません。

自分というものを手放し、あらゆるものとの関係性の中で、今、ここにこうしている自分を見極めることによって初めて、自分の身や心への執着がなくなって解脱できるということを言った言葉だそうです。

これは宗派を超えた、仏教のめざす究極の境地とされます。

「不可称・不可説・不可思議のゆへにと、おほせさふらひき。」

「不可称」とは、口でほめたたえ尽くすことができないことです。

「不可説」というのは、言葉で説き尽くすことができないことです。

「不可思議」は、心で思いはかることができないことを言います。

「おほせさふらひき」というのは、法然上人が親鸞聖人に仰せられた、という意味です。

親鸞聖人が唯円房に仰せられたと解釈する学者の説もありますが、法然上人が仰せられた、と解釈するのがいいようにされます。

(現代語訳)

〈なぜなら、念仏は口でたたえ尽くすこともできず、言葉で説き尽くすこともできず、心で思いはかることもできない不思議きわまるものですからと、法然上人は親鸞聖人に仰せになりました。〉

「無義をもて義とす」ということの理由として、「不可称」「不可説」「不可思議」という三つの言葉が挙げられます。

「不可称」というのは、ほめ尽くすことができない、という意味で、「不可説」というのは、言葉で説くことができない、「不可思議」という言葉は心が及ばない、心で思いはかることができないということです。

この「おほせさふらひき」という言葉もまた、法然上人から うけたまわ 承ったということを示していると思われま。

『歎異抄』でも、『あくにんしょうき悪人正機』を説く第三条とこの第十条の二つだけが、『うんぬん云々』で終わらずに「お

ほせさふらひき」で終わっており、「悪人正機」も、法然上人が既に説いておられたことが知られています。

『歎異抄』は、第一条から第九条まで、親鸞聖人が語られた言葉のうちの「**耳の底に留まる所**」〈耳の底に残って忘れられないもの〉（『歎異抄』前序）を、唯円房が記したものです。

自分の死期をさとした晩年の唯円房が、「**同心行者の不審を散ぜんがため**」〈同じ念仏の道を歩まれる人々の疑問を取り除きたいがため〉（『歎異抄』前序）に記したのが、『歎異抄』です。

第十条は、それらをすべて総まとめした言葉であるといえるでしょう。

●【別序】（中序）

「そもそもかの**御在生**のむかし、おなじころざしにして、**あゆみを遼遠の洛陽**にはげまし、**信**をひとつにして、心を**当来**の**報土**にかけしともがらは、同時に**御意趣**をうけたまはりしかども、そのひとびとにともなひて念仏まうさるる老若、そのかずをしらずおはしますなかに、上人のおほせにあらざる**異義**どもを、**近来**はおほくおほせられあふてさふらふよし、つたへうけたまはる。」

「御在生」とは、親鸞聖人が生きていた頃という意味です。

「遼遠」は、はるかに遠い、という意味です。

「洛陽」とは、本来は古代中国の漢や晋、唐などの首都のことですが、ここでは日本の都、京都のことを指します。

「当来」というのは、未来、今度必ず来るはずの世、次生、来世のことです。

「報土」は、極楽浄土を指します。

「ともがら」とは、仲間のことです。

「御意趣」は、意向、見解、趣旨で、親鸞聖人の教えのことです。

「ともなひて」は、付き従って、連れだって、という意味です。

「上人」は、ここでは親鸞聖人を指します。

「異義」とは、親鸞聖人の教えと異なる説のことです。

「近来」は、このごろという意味です。

「おほせられあふてさふらふ」というのは、口々に言い合っておられる、という意味です。

（現代語訳）

〈思えばかつて、親鸞聖人が生きておられた昔、同じ**志**を抱いてはるかに遠い京の都まで足を運び、信心をひとつにして、やがて往生する浄土に思いを寄せた人々は、ともに親鸞聖人の教えを

聞かせていただきました。けれども、その人々にしたがって念仏しておられる方々が、老いも若きも数えきれないほどたくさんおられる中で、近頃は、聖人が仰せになった教えとは異なることをさまざまに言い合っておられる人が多くいらっしゃるということを、伝え聞いています。)

「いはれなき^{じょうじょう}条^{しきい}々の子細のこと。」

「いはれなき」とは、道理のない、正当な理由がないという意味です。

「条々」というのは、一つ一つの項目の意味です。

「子細」は、詳しい事情、いわれということです。

(現代語訳)

〈そこで、そうした誤った考えの一つ一つについて、これから詳しく述べようと思います。〉

蓮如上人などの古い写本では、第十条とこの「そもそも」以下の文章を区切っておらず、この文章を第十条の一部と見る説もあります。

しかし近年の研究では、内容的に見ても、「そもそも」以下を別序もしくは中序と考える学者が多くなりました。

ここでは、唯円房が『歎異抄』を書いた意図が明快に述べられています。

聖人に直接会って教えを受けた、面受の門弟として、異義や異説がはびこっている現実を正したいと唯円房が思うのは当然のことでしょう。

唯円房の異義・異安心に対する嘆きは深いものがありましたが、親鸞聖人も同様でした。

聖人は、『末灯鈔』『御消息集』を始めとするお手紙の中などで、異なる説を弟子たちが説いていることをしばしば嘆かれており、聖人がまだ生きておられた頃から、誤解や異義・異端の説が起こっていたことがわかります。

親鸞聖人の面受の門弟の中にも、異義を称える人が出てきたようです。

面受の弟子でもこのような状態ですから、親鸞聖人から直接教えを聞いていない孫弟子たちの間には、さらに誤解や異義が生じやすかったことでしょう。

「正信偈」にも、次のような文章があります。

「^{みだぶほんがねんぶ}弥陀仏本願念仏 ^{じゃけんきょうまんあくしゅじょう}邪見憍慢悪衆生 ^{しんぎょうじゅじんになん}信楽受持甚以難 ^{なんちゅうしなんむかし}難中之難无過斯」

(現代語訳)

〈阿弥陀仏の本願による念仏の教えは、誤ったよこしまな考えをもつ、おごり高ぶる人々には、信じることは甚だ難しいのです。難の中の難であり、これ以上に難しいことはありません〉

正しく信じ、理解することは甚だ難しいと言われる本願念仏の教えを、後世に正しく伝え残したいという強い思いから、唯円房は『歎異抄』を記したのです。

次回は、7月9日に予定しておりますお盆法要で、第十一条を拝読したいと思います。

次回から「歎異編」に入ります。